域試験機関の役員を解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者に該当する者があることを追加する。（第七条関係）

2　保育士試験に係る指定試験機関の指定を取り消さなければならない事由として、申請者の役員のうちに、認定地方公共団体の長による命令により指定地域試験機関の役員を解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者に該当する者があることを追加するとともに、指定試験機関の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる事由として、認定地方公共団体の長により地域限定保育士試験に係る指定地域試験機関の指定を取り消されたときを追加する。（第十二条関係）

3　保育士登録及び地域限定保育士登録の申請に関する規定を整備する。（第十六条、第二十条の二関係）

4　地域限定保育士試験委員の選任に関する規定を整備する。（第二十条の三関係）

5　認定地方公共団体の長による地域限定保育士試験に係る指定地域試験機関の指定に関する規定並びに指定地域試験機関の指定を取り消さなければならない事由及びその指定を取り消し、又は期間を定めて地域試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる事由に関する規定を整備する。（第二十条の四、第二十条の五関係）

6　地域限定保育士に係る指定地域試験機関及び地域限定保育士登録証について、保育士に係る所定の規定を準用するとともに、所要の読替えを行う。（第二十条の六関係）

7　都道府県が処理することとされている被措置児童等虐待に係る措置に関する事務の一部について、児童相談所設置市の事務とする。（第四十五条の三関係）

8　その他所要の改正を行う。

第２　地方自治法施行令の一部改正

1　都道府県が処理することとされている被措置児童等虐待に係る措置に関する事務の一部について、指定都市等の事務とする。（第百七十四条の二十六、第百七十四条の四十九の二関係）

2　その他所要の改正を行う。

第３　その他

その他関係政令の整理を行う。

第４　施行期日等

1　この政令は、一部を除き、令和七年十月一日から施行する。（附則第一条関係）

2　所要の経過措置を定める。

政　令

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十一号

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十月一日とする。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十二号

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第九項並びに第二十七条第二項及び第五項、同法第三十二条第一項第七号、第三十三条第二項第三号及び第三十九条第二項本文（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第四十八条の二十二第三項及び第四項、第四十八条の二十九の五第二項及び第三項、第五十三条第一項並びに第九十七条の二、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第五項及び第五十四条第一項、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第二項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項並びに日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十六条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第二号中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改める。